

京都府災害時応急対応業務マニュアルの例<府版>

5	応援・受援
5-2	自衛隊・消防等への応援要請（災害派遣要請）
5-2-1	自衛隊への応援要請（災害派遣要請）・受入れ
	(1) 自衛隊への応援要請（災害派遣要請）・受入れを行う
	(2) 撤収を要請する

【留意事項・ポイント】 留意事項・ポイント欄に災害対応で得られた教訓を随時追記しノウハウを蓄積

- ・自衛隊の災害派遣要請に際しては、「緊急性」「公共性」「非代替性」の3要件を満たす必要がある。
- ・派遣現場における責任者及び連絡手段並びに派遣部隊の誘導要領について派遣部隊に連絡する。
- ・派遣部隊の進出経路について、通行規制除外等の処置が必要な場合、道路管理者と調整し、通行に支障がないよう措置する。
- ・応援要請した作業が終了した場合であっても、他の作業が発生することがあるので、撤収要請は慎重に行う。
- ・大規模地震の場合は、市町村からの要請を待たずに派遣要請を行う。

規模に応じた対応ができるよう「不要」欄を設置

【地震】 ※別途【水害】編も有り

フェーズ	業務 業務内容をフェーズごとに明示	完了・未完了、着手・未着手、進捗度合いについてチェック欄を設けて可視化することで、指揮官が進捗管理を可能に	担当班	対応チェック			
				完了	進捗	着手	不要
(1) 自衛隊への応援要請（災害派遣要請）・受入れを行う							
発災～1時間	応援要請（災害派遣要請）の可否の判断	▲市町村長から要請の求めを受けた場合、災害派遣要請の3要件に照らして、可否を判断する。 ▲市町村長からの要請がない場合であっても、被害状況等から十分な応急対応が実施できない場合、応援要請（災害派遣要請）の可否を判断する。	災害対策課 (応急対策G)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
↓	応援要請の実施	▲電話等により要請を行い、後に、要請書を速やかに提出する。 ▲応援活動実施場所の被害の状況、実施場所までの道路状況等について情報提供を行う。	災害対策課 (応急対策G)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1～3時間	応援要請に係る調整の実施	・自衛隊からのリエゾンを受入れ、災害対策本部事務局内に、自衛隊の事務スペースを設置し、連絡調整を行う。（関係機関等が車両で来庁の場合、駐車場等の確保を調整する。）	災害対策課 (応急対策G)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
↓	活動調整の実施	▲自衛隊の活動調整を行う。 ※ ヘリコプターの応援を受ける場合は、ヘリコプターの活動状況の把握や活動調整を行う。	災害対策課 (応急対策G、航空運用調整G)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
↓	活動拠点の確保	・必要に応じて広域防災活動拠点に車両集結地・宿营地等の活動拠点を確保する。 ・受入れが適切と判断される場合、開設を行う。 ※ 自衛隊からの要請状況、災害発生場所/被害の程度等により判断	災害対策課 (応急対策G)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 撤収を要請する							
—	応援要請の終了の可否の判断	・応援の必要なくなった作業内容、撤収時期等の方針を決定する。	応急対策G	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
↓	要請終了の連絡	・要請終了を連絡する。	応急対策G	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【根拠法令】

- ・災害対策法第68条の2（災害派遣の要請の要求等）
- ・自衛隊法第83条（災害派遣）

【要請先】

- ・陸上自衛隊第7普通科連隊 第3課警備幹部
- TEL：0773-22-4141 FAX：0773-22-9549

【参考】

- ・広域防災活動拠点運用マニュアル（山城総合運動公園、丹波自然運動公園、京都舞鶴港）
- ・京都御苑使用計画（案）、京都迎賓館使用計画（案）、京都御所等使用計画（案）

京都府版市町村災害時応急対応業務標準マニュアルの例<市町村版>

5	応援・受援
5-2	自衛隊・消防等への応援要請（災害派遣要請）
5-2-1	自衛隊への応援要請（災害派遣要請）・受入れ
(1)	自衛隊への応援要請（災害派遣要請）・受入れを行う
(2)	撤収を要請する

【留意事項・ポイント】

- ・自衛隊の災害派遣要請に際しては「緊急性」「公共性」「非代替性」の3要件を満たす必要がある。
- ・災害派遣の要請は、府知事から行うことが原則だが、通信途絶等により市町村長から府知事に要請の要求が出来ない場合に、市町村長から防衛大臣等に災害の状況の通知を行うことが出来る。市町村長は、通知をしたときは、速やかに府知事に通知しなければならない。
- ・派遣現場における責任者及び連絡手段並びに派遣部隊の誘導要領について府に連絡する。
- ・応援要請した作業が終了した場合であっても、他の作業が発生することがあるので、撤収要請は慎重に行う。
- ・大規模な応援の受入れに当たっては、京都府広域防災活動拠点において受入れがなされる。
- ・大規模地震の場合は、府は市町村からの要請を待たずに派遣要請を行うことがある。

【地震】 ※別途【水害】編も有り

フェーズ	業務	手順	担当班	対応チェック			
				完了	進捗	着手	不要
(1) 自衛隊への応援要請（災害派遣要請）・受入れを行う							
発災～1時間	応援要請（災害派遣要請）の可否の判断	▲被害状況等から十分な応急対応が実施できない場合、災害派遣要請の3要件に照らして可否を判断する。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
↓	応援要請の要求	▲府へ応援を要請するよう求める。 ▲府へ応援活動実施場所の被害の状況、実施場所までの道路状況等について情報提供を行う。 ※ 府へ応援要請の要求が出来ないときは、その旨及び災害の状況を、自衛隊の要請先へ通知する。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
↓	活動調整の実施	▲自衛隊の活動調整を行う。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
↓	活動拠点の確保	・場合により、自衛隊からのリエゾンを受け入れ、災害対策本部事務局内に、事務スペースを設置し、連絡調整を行う。 ▲必要に応じて、駐車場、宿泊場所等を確保する。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 撤収を要請する							
—	応援要請の終了の可否の判断	・応援の必要なくなった作業内容、撤収時期等の方針を決定する。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
↓	要請終了の連絡	・府を通じて要請終了を連絡する。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【根拠法令】

- ・災害対策法第68条の2（災害派遣の要請の要求等）
- ・自衛隊法第83条（災害派遣）

【要請先】

- ・京都府災害対策課
TEL：075-414-4472 FAX：075-414-4477
- ※ 京都府災害対策課へ連絡が出来ないときの連絡先
- ・陸上自衛隊第7普通科連隊 第3課警備幹部
TEL：0773-22-4141 FAX：0773-22-9549